

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成 28 年 6 月 30 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1 件
厚生年金保険関係	1 件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	2 件
国民年金保険関係	1 件
厚生年金保険関係	1 件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600062 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600025 号

第 1 結論

訂正請求記録の対象者の A 社における平成 18 年 12 月 15 日の標準賞与額を 12 万 7,000 円、平成 19 年 8 月 10 日の標準賞与額を 13 万円、同年 12 月 7 日の標準賞与額を 13 万 3,000 円、平成 20 年 8 月 18 日の標準賞与額を 10 万 5,000 円に訂正することが必要である。

訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が訂正請求記録の対象者に係る平成 18 年 12 月 15 日、平成 19 年 8 月 10 日、同年 12 月 7 日及び平成 20 年 8 月 18 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 (続柄) : 女 (妻)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 18 年 12 月
② 平成 19 年 8 月
③ 平成 19 年 12 月
④ 平成 20 年 8 月

請求期間①、②、③及び④については、夫が所持していた「給与支給明細書」のとおり、A 社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、標準賞与額の記録が確認できない。請求期間の標準賞与額を認め、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①、②、③及び④については、請求者から提出された訂正請求記録の対象者に係る給与支給明細書の写し及び B 銀行 C 支店が提出した預金取引明細照会（流動性）によると、訂正請求記録の対象者は、平成 18 年 12 月 15 日、平成 19 年 8 月 10 日、同年 12 月 7 日及び平成 20 年 8 月 18 日において、A 社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は訂正請求記録の対象者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの

標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②、③及び④の標準賞与額については、前述の給与支給明細書の写しにより確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額から、請求期間①は12万7,000円、請求期間②は13万円、請求期間③は13万3,000円、請求期間④は10万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は、平成18年12月15日、平成19年8月10日、同年12月7日及び平成20年8月18日に支給した賞与について、訂正請求記録の対象者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と陳述しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600026 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1600011 号

第 1 結論

昭和 43 年 7 月から昭和 48 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 43 年 7 月から昭和 48 年 3 月まで

請求期間当時、私は A 県の大学に進学のため B 県 B 市及び C 県 D 市に居住していたが、住民登録は実家のある B 県 E 市に置いたままであった。私が 20 歳になってからは、実家のある E 市において母が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたはずである。

年金記録では請求期間が未納とされているので、調査の上、請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求者の母親が請求者の国民年金の加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料を納付していた旨陳述している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者が国民年金被保険者の資格を初めて取得した日は平成 25 年 4 月 22 日と記録されていることが確認できる上、請求者の請求期間における住民登録地である E 市を管轄する F 年金事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿において、請求期間前後の昭和 43 年 3 月から昭和 48 年 10 月までに払い出されたと考えられる国民年金手帳記号番号を確認したが、請求者の氏名は見当たらないことから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、請求者及び請求者の母親は、請求期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、請求者は国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に直接関与していなかつたことから、請求者に聴取しても請求期間に係る国民年金保険料の具体的な納付状況等が不明であるとともに、請求者の母親は、既に他界しており、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な陳述を得ることができない。

このほか、請求者及び請求者の母親が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500452 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600024 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 63 年 1 月から同年 6 月まで
② 昭和 63 年 7 月から平成元年 1 月まで

昭和 63 年 1 月から同年 6 月までの期間については、A 社の B 市の工事現場で、同年 7 月から平成元年 1 月までは同じく C 市の工事現場で勤務していたものの、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社に係る厚生年金保険被保険者原票により、請求期間①及び②（以下、「請求期間」という。）において被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、請求者が請求期間において同社に勤務していたことをうかがわせる陳述及び回答を得ることができない上、同社の元代表取締役は、請求者が勤務していたと主張する工事現場の工期について、請求期間とは異なる昭和 63 年 12 月から平成 2 年 7 月まで及び平成元年 10 月から平成 2 年 9 月までの工期であったと記憶している旨回答している。

また、雇用保険被保険者記録によると、請求期間において、請求者の A 社に係る被保険者記録は確認できない上、請求者が別事業所に係る雇用保険の被保険者資格を昭和 63 年 6 月 8 日に取得し、同年 11 月 11 日に離職していることが確認できるところ、請求者はこの事業所について、請求事業所の関連企業ではないとしている上、請求期間において、同社以外の事業所に勤務したことはない旨主張している。

さらに、A 社が加入していた D 健康保険組合及び昭和 63 年 4 月 1 日付けで加入していた E 厚生年金基金の回答によると、請求期間において請求者が同健康保険組合及び同厚生年金基金に加入していたことを確認することができない上、F 市の回答によると、請求者は昭和 63 年 5 月 1 日から平成 2 年 1 月 6 日までの間において、同市の国民健康保険に加入していたことが確認できる。

加えて、請求者が同じ現場において勤務していたとして氏名又は姓を挙げた同僚 2 人については、請求期間において、A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

また、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の元代表取締役は、同社の書類は処分しており資料は残っていない旨回答している上、同社の破産に係る申立代理人弁護士及び破産管財人弁護士によると、請求期間に係る同社に関する貸金台帳等について保管

されていない旨回答していることから、請求期間における請求者の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。